

川崎医療短期大学紀要投稿規定

1. 名 称 和文名は川崎医療短期大学紀要とし、英文名は BULLETIN OF KAWASAKI COLLEGE OF ALLIED HEALTH PROFESSIONS とする。
2. 発 行 年1回12月上旬とする。
3. 投稿資格者 1) 筆頭著者は川崎医療短期大学の専任教職員及び元専任教職員に限る。
2) 編集委員会から執筆を依頼された者は上記の限りでない。
4. 原稿の種類 1) 和文又は英文とする。
2) 未発表の論文であること。原稿の種類は原著論文、調査研究報告、論説、評論などとする。
5. 投稿の予約 投稿希望者は6月末までに「投稿希望用紙」に所定事項を記入の上、各科編集委員を通じて編集委員長へ提出する。
6. 掲 載 料 1) 刷り上がり6頁以内は無料とし、超過分については著者がその実費を負担する。
2) 色刷りの場合は、著者がその実費を負担する。
3) 掲載論文の別刷は50部まで無料とし、超過分については著者が負担する。
4) すでに印刷に出された後、著者が辞退した場合、そのため生じた費用は著者が負担する。
7. 原稿の提出 提出期日は8月末とし、指定の「投稿カード」に必要事項を記入の上、原稿と共に各科の編集委員を通じて編集委員長へ提出する。原稿の受理日は、それが編集委員会で採択された日とする。
8. 編 集 1) 投稿された論文の採否は編集委員会で決定する。
2) 提出された原稿について、加除・訂正を助言することがある。
3) 著者による校正は再校までとし、その後は責任校了とする。校正時における内容の大幅な変更や追加は認められない。
9. 原稿の返却 著者から提出された原稿並びに、図、表、写真などは、紀要発行後返却する。
10. 著 作 権 提出された論文の著作権は川崎医療短期大学に帰属する。
11. そ の 他 この規定の改訂は、編集委員会の議を経て教授会で決定される。

附 則

この規定は、平成8年1月1日から施行する。

この規定は、平成10年7月16日から施行する。

この規定は、平成19年11月15日から施行する。